

◆ 医師の負担の軽減及び処遇の改善のための取組

1. 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

- (1) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者 病院長 黒田忠英
- (2) 医師の勤務状況の把握（勤務時間の具体的な把握方法：タイムカード）
 - ・ 年次有給休暇取得率 28.5%（取得日数平均5.7日）
 - ・ 勤務時間 平均週38.5時間（所定労働時間週37.5時間）
 - ・ 当直回数 平均月4回（常勤医師の当直回数）
- (3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会
勤務医・看護職員負担軽減検討委員会、年1回、参加人数27人（常勤医師及び各部署責任者）
- (4) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画
計画の策定・職員に対する計画の周知（院内掲示）
- (5) 医師の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開
院内掲示

2. 医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画の具体的な取組内容

- (1) 医師と看護職員、医療関係職種と事務職員等における役割分担
 - ◆ 医師事務作業補助者 診断書やオーダリング代行入力等の事務作業
 - ◆ 看護職員 初診時の予診、静脈採血、静脈注射、入院の説明の実施
 - ◆ 薬剤師 服薬指導の実施
 - ◆ 診療放射線技師 造影検査（CT、MRなど）の間診票及び同意書の作成
 - ◆ 臨床検査技師 検査手順の説明の実施、腹部超音波検査の実施
 - ◆ 医事課 健診の検査等の代行入力、初診時の予診の実施
- (2) 勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施
- (3) 当直翌日の業務内容に対する配慮
- (4) 勤務間インターバルの確保
- (5) 育児・介護休業の規定による措置を利用した短時間正規雇用医師の活用
- (6) 有給休暇の取得の向上

◆ 看護職員の軽減及び処遇の改善のための取組

1. 看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制

- (1) 看護職員の負担の軽減及び処遇に関する責任者 看護部長 齋藤久江
- (2) 看護職員の勤務状況の把握等
 - ・ 勤務時間 平均週40.5時間（うち労働外時間3.0時間）
 - ・ 夜勤に係る配慮
 - 2交代制、勤務後の暦日の休日の確保、仮眠2時間を含む休憩時間の確保
- (3) 多職種からなる役割分担推進のための委員会
勤務医・看護職員負担軽減検討委員会、年1回、参加人数27人（常勤医師及び各部署責任者）
- (4) 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画
計画の策定・職員に対する計画の周知（院内掲示）
- (5) 看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取組事項の公開
院内掲示

2. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取り組み内容

- (1) 看護職員と医療関係職種、事務職員等における役割分担
 - ◆ 薬剤師 救急カートの管理、配置薬剤の管理、配薬業務
 - ◆ 臨床検査技師 検体等の搬送、検査患者の搬送
 - ◆ 看護職員 初診時の予診、静脈採血、静脈注射、入院の説明の実施
 - ◆ 診療放射線技師 検査患者の搬送
 - ◆ リハビリテーション室 リハビリ患者の搬送
 - ◆ 医事課 病棟クラークの配置、入院時等の手続き、必要書類の作成
 - ◆ 総務課 配置診療材料等の管理、医療機器の管理
- (2) 看護補助者の夜勤配置
- (3) 多様な勤務形態の導入
- (4) 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮
- (5) 夜勤負担の軽減（夜勤専従者の配置、夜勤回数制限）

3. 夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等

- (1) 11時間以上の勤務間隔の確保
- (2) 暦日の休日の確保
- (3) 夜勤の連続回数が2連続（月2回）まで
- (4) 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話
- (5) 看護補助者の夜間配
- (6) みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上